




よくある質問

(令和 8 年度申請分)

INDEX

	申請に関すること	Q 1 - 13
	奨学資金に関すること	Q14 - 22
	返還の猶予・免除に関すること . .	Q23 - 24

申請に関すること

Q1 この奨学金制度の対象者はどのような人たちですか。

以下の要件をすべて満たす人が対象となります。

- すでに大学等に在籍している学生か、4月より大学等に入学が見込める方のいずれかであること。
- 本人か生計維持者(保護者)*のいずれかが、申請時点で2年以上白杵市に住所を有していること。
- 本人か生計維持者(保護者)*のいずれかが、大学等の在学中も白杵市に住所を有する見込みがあること。

※「生計維持者」とは？

- 父母がいる場合は、原則として父母
- 父か母いずれかのみ(ひとり親)の場合は、原則その人
- 父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人

Q2 対象となる“大学等”とは、どのような学校ですか。

以下に掲げる学校です。

- 大学・短期大学(通信課程、医学課程、専攻課、大学院を除く)
- 専修学校(修業年限が2年以上の専門課程、総授業時数が1,700時間以上または62単位以上であるものに限る)

【留意事項】

- 海外の学校は対象外です。
- 歯学、薬学、獣医学は医学課程に含まれませんので、本制度の対象です。
(医学課程については、別途白杵市独自の医学生・看護学生奨学金制度があります。)

Q3 学業人物ともに優秀と認められる者とはどの程度でしょうか。

推薦調書の内容と学業成績の両方で判断します。

学業成績は、高等学校最終学年時の評定平均値が 3.0 以上であることを基準とします。

大学在学中の方は、令和 7 年度後期時点の取得単位のうち、70 点以上が 5 割以上であることを基準とします。

Q4 経済的要件を具体的に教えてほしいです。

生計維持者の算定基準額が 381,500 円以下である必要があります。

算定基準額は、住民税課税標準額に 6% を乗じて得た額から、本制度における控除額を差し引いた額です。

Q5 学業成績・経済的要件ともに基準内です。申請をすれば必ず採用されますか。また、どのように選考されるのですか。

奨学生については、申請者の人物・学業成績・家庭の経済状況を基に選考委員会にて審査・選考を行います。採用には、定員がありますので、基準を満たしていたとしても、必ずしも採用になるとは限りません。

Q6 他の奨学金に申請中、または決定を受けていますが、申込みができますか。

この奨学資金制度は他の奨学資金と併給できます。ただし、他の奨学金制度側で併給が認められていない場合がありますので、あらかじめご確認ください。

※本市医学生奨学資金制度・本市看護学生奨学資金制度との併給はできません。

Q7 申請書はどこで貰えますか。

以下 2 つの場所に募集要項・申請書など関係書類を用意しています。

白杵市役所 白杵庁舎 2 階 総務課

白杵市役所 野津庁舎 1 階 市民生活推進課

なお、白杵市のホームページからも印刷できます。

Q8 申請書はいつまでにどこへ提出すればよいのですか。

令和 8 年 4 月 3 日(金)の 16 時 00 分までに

白杵市役所 白杵庁舎 2 階 総務課奨学金担当あて提出してください。(郵送による提出も可)

書類に不備があった場合は電話にて連絡をします。申請書に日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

Q9 進学する大学等が決まっていなくても申請することはできますか。

申請できますが、提出した申請書と進路が変わった場合、速やかに担当まで連絡をする必要があります。

※奨学生の決定は先着順ではないため、進路が決定してから提出することをお勧めします。

Q10 選考結果はどのように通知されるのですか。

選考委員会にて奨学生を決定し、4月下旬頃に郵送にて結果を通知します。

Q11 奨学生に決定された場合には、どのような手続きをしたらよいですか。

選考結果の通知書とともに、その後の手続きに必要な書類(保証書等)をお送りします。必要事項を記入し、連帯保証人2名の「印鑑証明書」を添付して2週間以内に提出をしていただきます。

※生計維持者以外の連帯保証人1名の「住民税の納税証明書」が必要な場合があります。

Q12 連帯保証人が2名必要になりますが、どのような人でもよいのですか。

連帯保証人には申請者の生計維持者(保護者)1名と、もう1名は同居の家族以外で白杵市内に居住する住民税を滞納していない成人の方をお願いします。

※生計維持者以外の連帯保証人について、白杵市内に連帯保証人にできる人がいない場合は、白杵市外の方を連帯保証人にすることが可能です。

Q13 申請者本人(奨学生)の兄弟は連帯保証人になれますか。

ご兄弟でも、独立の生計を営み、保証能力を有している成人の方は連帯保証人になれます。(※ただし同一世帯の方はなれません。)



奨学資金に関すること

Q14 入学準備金 100,000 円は誰でも申し込みができますか。

令和8年度に大学等に入学予定の方が対象になります。

Q15 入学準備金と奨学金はいつから貸与されますか。

5月中に4月～5月分(2ヶ月分)の奨学金と入学準備金を振込み、以後は毎月振込みます。

Q16 奨学金の貸与期間はいつまでですか。

大学等の正規の最短修業期間までです。(4年制は最長4年間。6年制は最長6年間など。)

Q17 奨学金の貸与総額が知りたいです。

貸与年数と入学準備金の有無によって異なります。

貸与年数	入学準備金 (対象者のみ)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
1年		360,000						360,000
2年		360,000	360,000					720,000
	100,000	360,000	360,000					820,000
3年		360,000	360,000	360,000				1,080,000
	100,000	360,000	360,000	360,000				1,180,000
4年		360,000	360,000	360,000	360,000			1,440,000
	100,000	360,000	360,000	360,000	360,000			1,540,000
5年		360,000	360,000	360,000	360,000	360,000		1,800,000
6年		360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	2,160,000
	100,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	2,260,000

Q18 留年・休学した場合は、当該期間に奨学金は貸与されますか。

留年期間分は、奨学金は貸与しません。進級した際に貸与を再開します。

4年制大学 2年次留年	1年次	2年次	2年次(留年)	3年次	4年次
	貸与	貸与	休止	貸与	貸与

休学期間分は、奨学金の貸与は一旦休止します。復学した際に貸与を再開します。
(休学した期間分は、復学後の貸与期間の延長として取り扱います。)

4年制大学 1年間休学	1年次	2年次	1年間休学	3年次	4年次
	貸与	貸与	休止	貸与	貸与

※留年・休学のいずれの場合も「異動届出書」の提出が必要です。

Q19 短期大学・専門学校から大学へ編入学した場合はどうなりますか。

本制度の対象となっている大学等へ編入学・転学した場合は継続貸与となります。
ただし、同一年次を重複履修した場合は転学・編入学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が継続貸与期間となります。
継続年次へ進級した場合は、転学・編入学後の標準修業年限まで貸与を継続します。

Q20 奨学金の返還はいつまでにすればよいのですか。

貸与終了後(卒業後)6ヶ月間据え置き、その翌月から10年以内に返還していただきます。

Q21 奨学金の返還方法はどのようにすればよいのですか。

10年以内に月払い、半年払い、年払い、一括払いのいずれかの方法で返還していただきます。
方法は貸与終了時にご自身で決定していただきます。

(例)

- ・年賦の場合:貸与総金額を返済期間(最長10年)で除した金額
- ・半年賦の場合:年賦額の2分の1
- ・月賦の場合:年賦額の12分の1の金額ずつ返還していただきます。

※退学などで貸与の廃止となった場合は、原則、一時に返還しなければなりません。

Q22 奨学金の返還が遅れたときはどうなりますか？

正当な理由なく返還日までに奨学資金を返還しなかった場合は、当該返還日に係る返還金に当該返還日の翌日から起算して年10パーセントの割合を乗じた金額に相当する延滞利息をお支払いいただくこととなります。

返還の猶予・免除に関すること

Q23 返還の猶予はどうしたらできますか。

進学、疾病、災害等やむを得ない事情または、大学等卒業後、返還期間内において臼杵市に居住した場合、最長で5年間、返還猶予の申請をすることができます。

Q24 返還を免除できるのはどんなときですか。

大学卒業後、就労等の理由により10年以内に臼杵市に住み始め、継続して5年間居住した場合は、免除の対象となります。

※ただし、既に返還した奨学資金は免除できません。

